

第五十一回国 参議院 商工委員会 會議録 第四号

昭和四十年十二月二十七日(月曜日)

午前十時五十九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君
理事 赤間 文三君
岸田 幸雄君
船木 亨弘君
近藤 信一君

委員 近藤英一郎君
宮崎 正雄君
柳田桃太郎君
吉武 恵市君
矢追 秀彦君
向井 長年君

國務大臣 通商産業大臣 三木 武夫君
政府委員 通商産業政務次官 堀本 宜実君
官 中小企業庁長官 山本 重信君
中小企業庁次長 影山 衛司君
事務局 常任委員会専門員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した案件

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険臨時措置法案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから商工委員会を閉会いたします。

まず、理事会において協議いたしました事項につきまして御報告いたします。
本日は、中小企業関係二法案の審査を行なうことといたしましたので御了承願いたいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険臨時措置法案、以上、衆議院送付の両法案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

この際、両法案に対する衆議院における修正点について、政府委員より説明を聴取いたします。
山本政府委員。

○政府委員(山本重信君) 便宜私から二法案につきまして、衆議院で行なわれました修正点について御説明を申し上げます。

最近の中小企業をめぐりきびしい経済情勢にかんがみまして、また、特に年末を控えまして、信用力の薄弱な中小企業者の信用補充に遺憾なきを期するために、政府は、信用保険料の大幅引き下げ、特別小口保険の中小企業者一人についての付保限度額の引き上げ、無担保保険の新設、倒産関連保証の特例、中小企業信用保険公庫への十億円の追加出資等の措置を講じ、中小企業信用保険制度の拡充強化をはかることとした次第であります。

このため政府は、臨時国会に中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険臨時措置法案を提出し、十二月一日施行を目的として関係各方面においても着々準備を整えていたものであります。審議未了に終わりまして、信用保険料の大幅引き下げのみが十二月一日から実施された次第であります。本国会に再提出された両法案は、当初両法案の閣議決定の予定でありました十二月十七日まで遡及適用することとされていたものであります。衆議院におきまして、今回の特

別措置が中小企業の年末金融の円滑化に資するたため、当初十二月一日からの実施を予定して関係各方面においても準備体制が整えられていたこと、できる限り早期に今回の特別措置の実効を期する必要があること等にかんがみまして、十二月一日から遡及適用するよう自民、社会、民社三党の共同提案により、両法案の修正がなされた次第でございます。

○委員長(豊田雅孝君) 両法案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○近藤信一君 本来ならば、大臣の御出席を願って、大臣から御答弁を願いたいのでありますけれども、大臣は予算のほうに呼ばれておられますし、なかなか時間的にも逼迫しておられる問題もありませんので、優秀な政務次官もおられますから、私が一応質問をしたいと思います。まず、今回提案されました二法案、この二法案を出さざるを得なくなった背景というものがあろうかと思つて、やはりなぜ二法案を出さなければならぬか、これにはいろいろと現下の不況という問題が深刻になってきておる、こういうことから特に中小企業にそのしわ寄せがきておる、一体なぜそういう結果になってきたか。特に産業界で言われておりますことは、政府が七月に決定いたしました不況対策の実施というものがもたらしたおいて、非常にこれがよく出てきたんじゃないか、そういうことで産業界、特に中小企業の皆さんはもと政府が早く、七月決定直後、この措置というものがとられておったならば、今日のようないないのじゃないか、若干はもと救われておったのじゃないか、こういう声が非常に強いわけですから、そこで、当時の状況として、私は何ゆえにこのすみやかな実施というものができなかったか、この点についてまずお尋ねいたします。

○政府委員(山本重信君) 七月二十七日の経済政策會議におきまして、当面の不況をできるだけ早く克服するために、財政及び財政投融资の面から需要喚起をすべきである、こういう基本方針が決定されました。同時に、具体的な措置といたしまして数項目の事項が決定されたのでございませぬ。最近までの動向を見ますと、ただいま近藤先生から御指摘がございましたように、必ずしも当初の期待のようには実施が進んでおりません状況でございます。現在になりまして、その後の推移を検討いたしてみますと、まず第一に、一時予算執行にあたりまして、本年度のすでにきまつております予算の中から一割ほど留保するという措置がとられたことがございます。これは財政当局のほうで、ことしの税収が減るであろうという見込みが一方にございました。それとつじつまを合わせようという意図が働いたものと思つて、七月の二十七日にその点は公共事業費等に関しては解除されたのでございますが、実施官庁におきましては、一たん一割留保するという前提でいろいろ計画を立て直したりいたしましたために、いよいよそれが解除になりました。実施をするときにはすでに幾日かの日にちを空費しておりましたこと、それからもう一つは、七月二十七日の決定の中の最も大きな項目といたしまして、財政投融资の拡充二千億圓といたしまして、財政投融资には住宅建設の五百億圓、電電公社の百億圓、国鉄の二百億圓、下水道関係の三百億圓等がございますが、かなりのものが地方財政との負担の分け合いという点がございまして、その辺の措置が十分にとられていなかったこと等もございまして、実施が予定よりかなりおくれたというふうに見ております。最近になりまして、十一月ごろからようやく実施体制ができて、ようやく最近

になって動き出したというのが実情であろうと思
います。

○近藤信一君 いま御答弁がございましたよ
うに、その対策は立てられましたけれども、特にそ
の後の重点的な問題としていまも言われましたよ
うに、公共企業に対するところの投資、それから
それに従って住宅やその他いま御説明あったと
りでございますけれども、実際今日の地方財政と
いうものは非常に逼迫しておる、そこでどうい
うふうな対策を立てられても、実際に地方自治体
としてこれを消化し得るかどうか、ここが問題だ
と思つておる。そこでそういう場合に、政府がた
だ投資さえすればいいのだ、こういうことでなく
して、この地方自治体の消化の点も私は考慮して
やらなければ、ただ公共企業はこうしていけばい
いのだけのことだけでは、私は対策にならない
と思つておる。その点地方自治体で消化でき
るというふうな当時見通しがあったかどうか、
こういう点はいかがですか。

○政府委員(山本重信君) 率直に申し上げま
して、七月二十七日の決定当時は、その辺の研究
が必ずしも十分に行なわれていなかったと思いま
す。いよいよ実施に当たって見まして、そういう
問題が非常につきり出てまいりました。現在そ
うのため体制をつくるために、まあ財政当局も特
別な措置を考へておる、こういう段階であろう
と思つておる。

○近藤信一君 今日の中小企業のいわゆる不況と
いうものは、私は単に金融面のみでこれが今日の
不況を克服できるというふうには、当局自体も考
えておられないと思うのですが、それにあえて今
回の二法案というものが国会へ提案された。そこ
でやはりこれは、長官もこの点は重々御承知だと
思つておる、金融面が若干潤沢になったところ
で、また利率の問題が若干引き下げられたとい
つたとしても、中小企業は私ども話を聞くと、政府
金も借りようと思つて銀行に行きましても、銀行
とか自分のうちの金を借りていただけるとして、

何とかかんとか言つてなかなかその政府資金のほ
うに努力をしない、こういうふうなことがあるわけ
なんです、そこで、ただ金融面だけでは、いまの
現下の中小企業の不況ということは救われない、
克服できないと私思うのですが、この点あなた
のほうの判断はどういうふうな判断しておられる
か、この点をお尋ねいたします。

○政府委員(山本重信君) 現在の不況のよつてき
ます原因はかなり深いものがあると思つていま
いたが、いまは金融措置だけでこの不況が乗り切
れるとは考えられないのでございます。やはり基
本的には中小企業の体質の改善をはかりまして、
新しい事態にふさわしいような合理的な経営にす
るといふことが基本であろうかと思つていま
した、同時に国全体として、そういう企業に十分
に仕事がいけるように需要の喚起をはかるという
ことが根本であろうかと思つていま。しかし、そう
した根本策が実現するまではまだ何とでも時間
がかります、当面目の前ではまだ不況が深刻
になってまいりますと、まじめな経営をして
中小企業も非常に困つてきておる、当面
この時期を切り抜けるためのつなぎという意味
で、私は金融問題を考へておる次第でございま
す。政府系金融機関も最近是非常に積極的に貸
し出しをしておりまして、つい数日前に三金融機
関に状況を尋ねてみたのですが、いずれも、この
第三四半期は、当初計画よりも若干上回つて貸し
出しをするような体制になってきております。一
部におきましては、第四四半期の分を繰り上げる
という措置をとるようなことになっておるよう
な状況でございます。そういう政府系金融機関の
貸し出しと合わせまして、また民間資金を動員
いたしますためには、信用力の足りない中小企業に
対しまして信用保証の制度を拡充するといふこと
がきわめて必要でございまして、そういう趣旨
から今回二法案の提出をいたして御審議をお願い
いたしておる次第でございます。

○近藤信一君 きょうのうにいただきましたこの資料の
中で、やはりこの政府系の中企業専門金融機関
の取引先の倒産状況、いわゆるこの調査によつて
も、特に七月から九月までの間において、百万円
未満の倒産件数というものが一番多い。それから
三百万円以下がその次、それから一千万円以下、
三千万円以下が今日の倒産というものがだんだんと下の
ほうへきている傾向ということがあるわけなんです。
そこで、どうしても若干の金融の面でも、いま
私がお尋ねしましたように、何とか安易やつで
政府資金を借りようとする。ところが、銀行の窓
口にいきますと、いまうちにはワケがないとい
ふか、ちよつと困難だとかいろいろを言つて、
なかなか政府資金を借りることができない。ど
うしても民間のほうで金を借りる。民間の金を借り
ると保証協会の保証が必要だと、こういうこと
になって、今度の利率措置等の問題にもなつてきた
と思つておるのですが、だんだんと政府資金を借りよう
と思つておる中小企業は、政府資金がいろいろと銀行で
貸してくれないものだから、ワケがないとか、す
べつたところだといふので、どうしてもその銀行
から金を借りなければならぬ、こういう結果に
なつてくるのだが、そういう点で何とか政府資
金——何も困つておるわけじゃないので、政府資
金があつてもそういう結果が出てくる、こういう
ことに対する何らかの民間金融機関に対する方法
というものは考へられないのかどうか、この点い
かがですか。

○政府委員(山本重信君) 政府系金融機関の資金
と民間の金融機関の資金と、中小企業の資金需要
は非常に大きいわけですから、両方とも拡充して
いくといふことで考へなければいけないと思いま
す。いま御質問のような事態、市中金融機関が現
在必ずしも公正妥当に政府資金の取り扱ひをしな
いようなことがありまして、これはせつかつくの制
度が生かれませんので、そういう点につきまして
はできるだけ監督等も嚴重にいたしたいと思つ
ておる。

返りにして貯金を事実上要求したというふうな訴
えもございました。実地調査をした結果はつきり
わかりましたものにつきましては、直ちにそうい
う代理業務を停止するというような強硬措置も
とりまして、その是正をはかつた次第でございま
して、今後ともそういう点につきましては十分に監
督していきたいと思つておる。

○近藤信一君 十一月二日の日に名古屋市長が主催
いたしました、中小企業対策協議会というものを
開いたのです。そのときに中小企業の代表の方か
らいろいろと意見が述べられましたけれども、そ
の意見の中でいろいろとが要望されておるわけ
なんです。中小企業者に対する金融保証率を引き
下げるべきだ、それから中小企業の共同化を指導
してほしい、それから成人開発の助成を考へてほ
しい、企業診断の強化を考へるべきだ、こういう
うな深刻な差し追つた意見がいろいろと述べられ
たわけなんです。これが圧倒的に多い意見でござ
いまして、保証率の点については、先日長官
の言つておられましたように、十二月一日から若
干下げ四厘九毛だとかいうふうなお話で、五
厘のところは全国で三行しかないことと、下
がったといつても一毛くらいだが、われわれから
考へると一毛というのはそう大したことではないよ
うだが、実際保証率の点からいくと、一毛はな
かなかたいへんなことだといふようにも聞いてお
りますが、こういうふうな深刻な保証率の問題でも
いろいろといま言われておるのだし、共同化の指
導を今後どういふふうな強化していこうと考へて
おられるのか、いろいろと対策はあなたの方と
しても考へておられるけれども、なかなか共同化
の問題は思うように進んでいないとも聞いてお
ります。

それは、先般歩積み両建て問題が非常にうるさく
なりました当時、市中金融機関の中には政府資金
の代理店をして片方で貸しているのに、それを見

それが、いま一つは、企業診断においても私
がしばしば本委員会でも質問をしておりますよ
うに、特に民間の診断員にゆだねておる点が多
い。こういうことでございますから、民間の診断
員に頼むと、相当これは私が聞いた話によると、

非常に診断料が高いのです。そういう点で企業診断をしてもらいたいと考えておいても、小企業になりません。なかなか進んで診断を受けようという点。こちらからまあ一べんお宅も診断を受けようというふうなサジェスチョンすると、では一べんやってみようというところもしばしばあるわけなんです。こういう点について、診断員の問題は政府でいまだ府県ですか、委託しているのですが、そういう点について今後診断員をどういうふうに拡充していくとか何とかいうふうな御配慮があるかどうか、そういう点お尋ねいたします。

○政府委員(山本重信君) 第一の保証料の引き下げの問題でございます。金利の数字になりまして何毛とかというので、ほんとうにわずかな金額でございますけれども、実はこの十二月一日に保証料をおもなものについて三毛引き下げたんでございますが、これはいままでもこの保証制度ができてから引き下げた中で最も大きなものでございまして、いままでは大体部分的にしか下げなかったし、その下げ幅も一毛というのが従来の例でございます。今回は三毛下げた。率にいたしますと、保険料としては一三〇程度下げたことになりまして、それによりまして保証協会の負担がそれだけ減りますので、各保証協会に内面指導をいたしまして、おおむね一割の保証料の引き下げというところで、これはすでに実施に移っておるような次第でございます。なお今後も中小企業の金利の負担の軽減につきましては、政府出資の増額等によりまして実現をしてみたいと思っております。

それから第二の共同化の問題でございます。中小企業は数が非常に多いし、やはり粒が小さいというところいろいろ弱み点がございます。したがって、できるだけ共同化によりまして閉結の力、さらに生産性の向上ということをはかっていく必要があるように思います。やや粒の大きいところでは、いままでも工場用地をつくってもら

てやってきておりましたが、最近特に零細企業にやはり協業化、共同化が必要であるということをお考えまして、来年度の新政策といたしましては、工場アパートという制度を新しくつくります。それによつて零細企業、小規模企業もいわゆる集約化による合理化ができるようにいたしたい、かように考えておる次第であります。

それから診断制度でございますが、中小企業の体質改善のためには経営技術の面についても診断ということが非常に大事でございますので、診断制度の質的、量的な拡充には格段の努力をいたすつもりでございます。また特に診断をする人を得ませんと、せっかくの制度も生かれませんので、中小企業指導センターでたまたま研修をいたしてありますが、この研修制度をさらに来年度は画期的に拡大をいたしまして、そして診断をするお医者さんの質の向上、さらにいい診断員の数をふやすというところに努力をいたしてまいりたいと思っております。

それから診断をいたします場合に、民間が高い診断料を払うようではこれは非常にぐあいが悪いのでございます。公共団体による診断はこれはもう原則的に無料でございます。そういう制度を拡充するようにつとめたい、かように思っております。

○近藤信一君 保証料率の問題についてはまたあとで私お尋ねしますが、共同化、いわゆる特に通産省では工場用地について力を入れてやっておられるようですが、先日これは十月だったかと思はれるのですが、東京で全国の工場用地の会合がございまして、そのときにお話を聞きますと、約六〇〇の用地であるというふうなことを聞いたのですが、一体全国的に現在工場用地として発足しておるのはどれぐらい数があるのか、この点おわかりでございましたらばお示し願いたいと思っております。

○政府委員(山本重信君) 工場用地として中小企業庁が助成の対象といたしましたものは、本年度の分も含めまして九十四になります。その中ですでに完成をしておりますものが二十七、計画どおりに造成進行中のものが五十四、当初計画からややおくれているものが十三ということになっております。

○近藤信一君 そこで工場用地では、いま御答弁ございましたように九十幾つあれして、特に成功している用地もありますけれども、失敗している用地もだいたいあると思うのです。それでうまくいっている工場用地はいくらでも、ポーターラインにいたる用地も相当あると思うのです。私が聞いたところによると、たとえば長官なりまた通産省から視察に行くというふうになると、いかにもうまくいっているようなふうにごまかすわけなんです。というのは、製品がうんとストップになっておつては困るといふことで、製品をよその倉庫へ一時預けたりなんかしている、そういう実情があるわけですから、実際現地へ行ってみると、そういうことからいって、一体いまいまいいっている工場用地、それからせっかく工場用地として発足したけれども、その後失敗して用地がうまくいかないというふうなもの、この比率がわかっておりましたら、これは明確でなくていいです、おおよそそのところをいからお聞かせ願いたいと思ふのです。

○政府委員(山本重信君) 工場用地の造成が始まりました当時は、いわゆる高度成長の時期でございましたので、みななかなか野心的に計画を立てて発足いたしました。途中で経済情勢が変わりましたために、その面でも予想しなかつたような苦勞を一般的にいたしているというふうには言えると思はれます。ただ工場用地全般としては、私は順調に進んでいるというふうには言えるのでありまして、一部の用地がいろいろな事情からうまくいっていないものもマスコミのほうでおもしろおかしく取り上げられて、どうも工場用地は失敗ではないかという印象を一部に与えているのではないかと、この点を私は心配しておりますが、決して私はそういうことではないと思ふ。大部分のものは順調にいらっている。ごく一部のものが必ずしもうまくいっていない。おそろしくうまくいっていない用地というのが数カ所あるかと思ふ。たとえば北九州の機械関係の用地とか、それから富山県のはやはり機械関係の用地、さらに愛知県にも一つ建設機械の関係の用地がございまして、そういうところの現在はもううまくいっていない。それ以外からございまして、基本的にはしっかりとした基礎に立って前進をしている。特にある用地では、用地をつくりましたために関係業界あるいは親会社から非常な信頼が高まりまして、むしろ最近のような情勢にもかかわらず、集中的に注文をもらうことができる。また用地としてまとまりましたために信用力がございまして、原材料、その他を買う場合にも、むしろ金をあまり使わないで向こうから持ち込んでくれるというふうな非常にいい効果をあげているところもございまして、うまくいっているところが多いようでは、失敗しているところはまあ数カ所くらい。しかし工場用地を発足いたしました、その後の経済情勢から用地の中の一社なり二社が没落する場合があります。よう。こうした場合に、その一社なり二社なりが没落すると相当の負債を持つておつたとする、今度没落すれば、これの穴埋めというものは、用地の他の工場で、今度は他の工場の負担になってくるわけなんです。で、政府資金の借りてくることを残された人たちが返済していかなくやならぬことになる。期限が来てしまつたら、没落したからといって、没落のやつを最初から見込んでおるわけじゃないんだから、その場合に、一体期間中にどうしても返済せざるやならぬか、政府から借りている金をね。その場合に、その一社なり二社が没落したから、その分だけでも余裕期間というものを設けてやるというふうな考えを持っておるのか、それを認めるのかどうか、いわゆる延長返還、返済の延長、この点はどうか。

○政府委員(山本重信君) 用地に対する助成金の償還期限につきましては、最近まで、毎年実情に

合わせるように延ばしてまいっておりました。実は来年度も、現在七年であるものを十年にまあ延ばすという事で、目下政府部内で協議中でございませう。そのように一般的にまず期限を延ばすことと、また同時に、いまお話しのように、具体的にある団地でうまくいかない企業が出たために、それを返済することがむずかしくなったというふうなものにつきましては、その延期につきまして、個々の具体的な例について処理をするというふうなことにいたしております。

○近藤信一君 その場合には、やはりそういう発生した事故ですね、それは団地のほうから申請すれば、政府のほうとしては、一年なり、また半年なり延長することもできるんだと、まあこういうことのように私に聞き取りましたけれども、そういう点でそれができないんだというふうなことで非常に心配しておられる人もあるわけですね、団地の中で、そこで、ある団地の中で組合、まあ工場ですね、工場が没落倒産しようとする場合に、あれが倒産したらおれらのところはみんなだめになるから、何とかこれみんなで金を出してやらなきゃならぬということ、非常に心配して金策をしておられるところもあるんですよ、現実的に私は現にそういう問題で御相談を受けたこともありません。それで先ほど長官言われましたように、団地全体の期間が五年が七年、七年が十年になると、だんだん延びていくけれども、そういう特別なケースが出た場合に、やはりこれは延長の申請なりをした場合に、あなたの場合は、いま言われましたように、若干は延期することができると、こういうことでもよろしいんですか、そういうことで了解して。

○政府委員(山本重信君) 具体的な実情に応じまして延期の措置をとる考えでおります。
○近藤信一君 それからもう一つは、もう一ぺん金融の面になりますけれども、この前名古屋で開かれた懇談会の中で、こういうことがいわれられておるんですよ。実際政府が金融の面でいろいろと努力をされるけれども、実際その金融というものは

のはどから手の出るように欲しておる零細企業のところまで来ないんだと、中小企業の、借りなくてもいいような人のところはほとんど借りられないけれども、実際に借りたという人は借りられないと、末端まで借りられないんだと、で、近代化資金にしても、ほんとうに近代化をせなきゃならぬ工場は、条件が悪くてなかなか近代化資金を借りられない。近代化資金の借りられるというのは、中小企業の中で条件のいいほうの人だけが借りられるというふうな結果になって、実際に近代化させなければならぬところ、なかなか政府資金を借りることができないと、こういうふうな声もあるわけですね、私どもがいろいろ直面しておる問題でも、そういう点は、私ども承知しておる点もあるんです。あそこなら金借りなくても自分のところでできるなと、こう思っても、やはり近代化資金を借りて機械を入れたらという事でまあ来られるわけなんですけれども、そういうことで、ほんとうに条件が悪い、どうして近代化をするには自分の資金ではできないんだからやりたいと、こう思った人には、なかなか政府の金融対策というものは浸透してこない、そういうふうなことがあると、そういう声が実際末端に行きますとあるわけなんです、まあそれは倒産寸前のような工場が近代化しようとしても、政府は調査のところでこれはひっかかってだめだということにもなってしまうので、それだとも、やはりそういう実際に欲しておる末端のほうにも、もっと潤沢に政府資金というものが回っていくような方途というものを考えていくべきでないかと私は思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 中小企業対策が、従来かなりいろいろ新しい制度がくふうされてきて積み重ねてまいりましたけれども、何と申しましても、対象とする中小企業数は、三百五十万という膨大な数でございませうので、御指摘のようになかなかほんとうにかゆいところまで手が行き届いておるというふうには、おそらく言えないというふうに常には反省をいたしている次第でございませう。近代化資金につきましては、現在もできるだけ小規模零細のほうに重点を置いて運用しようというので、一般の中小企業の定義は、従業員が三百人以下ということになっておりまして、従業員が三百人以上というところまで、近代化資金の小さいほうに重点を置いた運用を従来もしてきておる次第であります。特に来年度は、先ほど申し上げましたように、工場アパートとか、機械貸与とかいうふうな制度をつくりましたのも、ちょうどいま先生の御指摘のようなことを考えまして、できるだけ下部まで浸透するようにつとめようということから出ておる次第でございませう。それから信用保証の分野におきましても、今度の特別小口、さらに、そのほかに無担保の二百万というふうなもの、まあ大体そうした従来手の行き届いていないものがある分野に、何とかして少しでも行き届かせよう、こういう気持ちから考えておる制度でございませう。

○近藤信一君 中小企業の問題はまだまだございませうけれども、この程度にいたしたほかに、法案の内容の点について御質問をいたしたいのですが、今回の法案の中で、特別小口保険を五十万円までは認めるとされましたが、これは第一種保険も重複して利用できないのかどうか、利用できるのかどうか。この点はどうですか。
○政府委員(山本重信君) 現在の特別小口保険ができましたときに、今度のこの制度は、特別に零細な、製造業で従業員五人以下商業で二人以下という層に対して、特別に考える制度であるということから、ほかの制度とは一応対象を別にして考えるというところが基礎になっておられます。したがって、その制度以外の制度、第一種、第二種等の制度を使えるような程度にまでなっておる企業については、これは特別小口の制度は活用しななくてもいいのじゃないかというところになっておられます。したがって、いま御質問の、特別小口と第一種とを同じ人間が両方これを利用できるかという御質問に対しては、いまの保険制度のたてまえからいくと、それはできないことになっ

ております。
○近藤信一君 できないことになっておるようでございませうけれども、そこで今度の小口保険の五十万円、第一種五十万円まで無担保無保証ですね、そうですね。それと、たとえば政府資金を借りるのがあるんですね、国民金融公庫の小口、これで三十万円なり四十万円なり現在借りておる。この国民金融公庫は、保証人が二人要るんですね。それを借りておる人、国民金融公庫から小口で借りておる人、そういう人も今度は無担保無保証のこのほうの金が借りられるかどうか、これは併用できるかどうか。どうも併用できないようなことだと私は思っておりますけれども、なぜ併用ということが考えられなかったか、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 国民金融公庫から担保を提供したりして、あるいは保証人を立てて直接借りております場合、その場合には、いわゆる信用保証協会の保証というものは使われないわけですが、したがって、その人が特別小口保険のほうの要件を別に備えておられると、それらのほうで信用保証の制度を使うという事になります。これは併用というか、両方使えるわけではございません。と申しますのは、併用できるわけではございません。と申しますのは、併用できないかという議論は、信用保証制度を使うという範囲のことです。ございまして、信用保証制度を、一方において特別小口の保証制度、他方において第一種の保証制度を使うということができないというところと、それから保証制度を全然使わない、これは一応考慮の外になるわけでございます。

○近藤信一君 そうすると、国民金融公庫のほうとは関係ないのだ、で、民間から無担保無保証で五十万円借りるという場合、保証協会が保証するのだから、これは国民金融公庫で現在借りておるの、そっちはまた借りられるのだ、こういうふうな理解してよろしいですか。
○政府委員(山本重信君) さようでございませう。

○近藤信一君 かりにそういういたしますと、五十万

門の担保物件を持つているだけで、適当な保証人もない場合があると思うのです。そういう業者がある場合がある。その者が今度は六十万円門の融資を受けたら、こうした場合に、方法としてはどうか。そちらで五十万円しか借りられないのだから、六十万円どうしても必要だと、こういう場合にはどうなるか。

○政府委員(山本重信君) おそらく担保がございまして、そうして信用保証の制度を使うということになれば、いまの場合ですと、第一種保険を利用するということになるかと思えます。

○近藤信一君 そういたしますと、六十万円門—五十万円門でもよろしいのですが、五十万円門までが無担保無保証ということになるでしょう。そうすると、今度は五十万円門なり六十万円門なりということになると、これは保証人も担保も両方要するという事、こういうことですか。

○政府委員(山本重信君) 信用保証制度を利用するという範囲に限定しての一応御質問だと思えます。信用保証制度を使うという限りにおきましては、特別小口保険で無担保無保証の制度を利用すれば五十万円まで借りられるわけです。それを借りる人は、そのまゝの状態ではほかの制度は利用できない。ほかの制度を利用しようと思えば、これは実務の点—ちよつとややこしくなりますけれども、使えるわけですから、その場合は、その特別小口の取り扱いが一応振りかわってしまふ、新しい別の保険に振りかわってしまふ、ということになるわけでありませう。したがって、五十万円門をこえた金額を、信用保証制度を利用して借ります場合は、担保を出すということになれば第一種の保険になります。それから担保を出さない場合は、今度できます新しい無担保保証の制度が活用できるということになります。

○近藤信一君 今度の無担保無保証の小口のお金は、一人一件、いわゆる一口ということですね。一人でたとえ二口借りるとすれば、これは百万円借りられるわけですね。この点はどうか。一人一口か、一人で幾口でもいいのか、この点。

○政府委員(山本重信君) これは一人当りの限度額でございます。

○近藤信一君 たとえば、今度は私に仮定いたしましたので、私が工場やっておる、私その工場の責任者ではないけれども、私が申請して借りられるかどうか。もし私が借りて、もう一人会社の代表者、工場の代表者ですね、これが申請した場合にこれはどうなるか。これはただ工場とて借りられるのか、工場の代表者になる専務、また会長といふのですか、小さくても、そういう名目があるか、それ、そういうことで借りられるのか。それは必ず一工場一口といふのか、この点はどうか。

○政府委員(山本重信君) おそらく、いまお話ししていることは、その工場ないしはその会社が借りられることであつて、たまたまその代表者に会長がなれるとか、社長がなれるということであろうと思ひます。結局は、法人格で一人ということになりまして、かりに代表する人がかわりまして、重複することはできないといふふうな考へます。

○近藤信一君 それから無担保無保証の保証人は、これはだれでもいい、こういうものか。それとも制限されるのか。また、保証人を幾たり立てなければならぬのか。現実にはその保証協会がこれを指導する場合には、保証協会ではいろいろと違つてくる点もあるかと思ふのです。この点、協会によつてはいろいろと違つてくる点もあるかと思ふのです。全国一律に協会といふものがあるわけじゃない。各地方でそれぞれ協会といふものは違つておるわけなんだから、地域的にも今度は違つた考へ方が出てくる場合もあるかと思ふので、きびしい条件がつけられるようなことも、私は出てくる危険性といふものがあるのじゃないかと思ふのですが、この点はどうか。

○政府委員(山本重信君) 保証人につきまして、特に制限は付きません、身内保証でもかまわないといふふうな考へております。それから具体的なケースの取り扱いになりますと、それぞれの信用保証協会が自己の責任において処理することになりますので、現在までの実績を見ましても、同じ種類の保険でも、あるものについては担保を取らないでどんどんやつていられるところもございまして、担保を取つておるようなものもございまして、具体的に、保証協会のそのときどきの判断によることになるわけでありませう。ただ、その場合に、この制度をあんまり慎重な方針でやることになりまして、せつかくの制度が生かれないということにもなりませうので、私たちは、今後内面指導をいたします基本方針としては、できるだけ弾力的に活用するといふ方向で指導してまいりたい、かように思ひます。

○近藤信一君 今度の場合は、身内保証でもいいわけですね。身内保証でもいいということになりますと、これは身内以外の保証人などが立つ場合、そのときにやはり保証人の調査といふものは、私は、協会としてもやるんじゃないかと思ふのです。これはめちやくちやに保証人を交えてくれればそれでオーケーといふことには私はならないと思ふんです。その場合、その保証人に対するところの、何といふんですか、調査の基準といふんですか、一銭も不動産も動産もない保証人でもいいかどうか。たてまえからいくと、どなたでもいいことにならうかと思ひますが、しかし、協会によつては、だれでもいいというわけには私はいかないと思ひます。やはり動産なり不動産といふものがあるかないかといふふうな調査が必要じゃないかろうかといふふうにも私判断するのですが、それは協会によつて違つてもよろしいと思ひます。

○政府委員(山本重信君) 保証人については、やはり保証協会としては、一応の調査はいたすと思ひます。ただその場合に、保証人が必ず物的担保で十分にそれをカバーするだけ持つていられるということに要件をしましてまいりますと、この無担保無保証の制度といふものは、なかなか動きにくいものになつてしまふと思ひますので、その辺にはおのずから常識的な限界があらうかと思ひます。そういう場合も、私たちとしては、もうできるだけ簡易な保証人といふことで処理するように指導したいと思つております。

○近藤信一君 やつぱりそこは問題はなつてくる点じゃないかと思ふんですが、たてまえとして、なるべく緩和した調査で保証人を認めていくと、こういうふうに通産省当局としては指示をされる、しかし、実際金を借すんですから、そうして保証協会が保証するのだから、だれかわからない保証人で貸せるということに対しては、保証するといふことについては、なかなかちゅうちょするんじゃないかと思ふんです。そうして、その点で私はひつかかってくる点が出てくるんじゃないかと思ふんですが、協会のほうで保証人の調査といふ点で、資格が失われるといふふうなことが、私は今後出てくるんじゃないかといふことを心配するんですが、この点は、あなたのほうとして万全な御措置をとつて進んでいかれるかどうかは私思ふんですが、この点はどうか。

○政府委員(山本重信君) ただいまの御指摘の点は、私も今後の運用上非常に重要なポイントだと思ひます。そこをもし窮屈に厳格にやつていきましたと、なかなか動きにくいような制度になつてしまふと思ひます。その点は十分に今後気をつけてまいりたいと思ひます。いすれにいたしまして、今度の無担保の制度といふのは、相当思い切つてやろうといふことでできた制度でございませうので、その最初のアイデアが十分に生かされるようなやり方です。特に、國の負担率を高くするといふ意味で八〇〇にいたしておりますので、その点は各保証協会あたりに、私たちのほうからよく今度の立法の趣旨を説明をいたしまして、協力していただくようにしたいと思ひます。

○近藤信一君 なお、無担保無保証と既存の保険との関係はどうなつていくのか。たとえば、最初特別小口保険の法限度額五十万円を借り、その後百五十万円または三百五十万円を借り入れる場合には、今度創設される無担保無保証、第一種保険、

○政府委員(山本重信君) 今度の場合は、身内保証でもいいわけですね。身内保証でもいいということになりますと、これは身内以外の保証人などが立つ場合、そのときにやはり保証人の調査といふものは、私は、協会としてもやるんじゃないかと思ふのです。これはめちやくちやに保証人を交えてくれればそれでオーケーといふことには私はならないと思ふんです。その場合、その保証人に対するところの、何といふんですか、調査の基準といふんですか、一銭も不動産も動産もない保証人でもいいかどうか。たてまえからいくと、どなたでもいいことにならうかと思ひますが、しかし、協会によつては、だれでもいいというわけには私はいかないと思ひます。やはり動産なり不動産といふものがあるかないかといふふうな調査が必要じゃないかろうかといふふうにも私判断するのですが、それは協会によつて違つてもよろしいと思ひます。

○政府委員(山本重信君) 保証人については、やはり保証協会としては、一応の調査はいたすと思ひます。ただその場合に、保証人が必ず物的担保で十分にそれをカバーするだけ持つていられるということに要件をしましてまいりますと、この無担保無保証の制度といふものは、なかなか動きにくいものになつてしまふと思ひますので、その辺にはおのずから常識的な限界があらうかと思ひます。そういう場合も、私たちとしては、もうできるだけ簡易な保証人といふことで処理するように指導したいと思つております。

第二種保険と、こうあるんですが、これらとの関係においてどのような取り扱いを受けることができるのか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(山本重信君) 今回の保険制度は、保険公庫と保証協会との間は、包括契約になります。包括契約になります場合に、いろいろな種類の保険のどれが優先するかということをお尋ねいたします。包摂の逆選択と申しますか、リスクの多いものを保証協会のほうは先に立てたいし、保険公庫は逆にリスクの少ないものから先に適用しようということになりますので、そこは適用順位はつきり法律で定めまして、自動的にいろいろな種類の保険の中の適用順位をきめておる次第であります。それによりまして、まず無担保保険が最優先いたしまして、そのあと第一種、第二種というふうになるわけでございます。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
○矢追秀彦君 先ほど近藤委員のほうからも質問が出ましたが、この法案に入ります前に、現在の中小企業が非常に不況のために圧迫をされて、倒産等も相次いで起こっておりますが、今年度の倒産の状況が、昨年度と比べて特にどういった点に特徴があるか、それについてまずお聞きしたい。

○政府委員(山本重信君) まず、倒産件数の足取りでございますが、昨年昭和三十九年は、当初負債額一千万円以上の企業の倒産件数は、二百件程度から発足いたしました逐次上昇してまいりまして、十二月に五百九十六件という高水準になりました。次第であります。合計で四千二百二十二件。それに対して四十年は、最初から高水準ですべり出しまして、ほとんど年間を通じて、月五百件という水準で推移をいたし、十一月まで五千五百三十件になっております。おそらく十二月の分を加えますと、六千件をこえる状態にならうかと思っております。

そこで、最近のこの倒産の特色でございますが、

けれども、従来は、いわゆる放漫経営という原因によるものが比較的多かったと思っております。売れ行き不振といえますが、注文がない、受注の減少というのが一番大きな原因になっております。引き続きまして、不渡り手形をつかまされた、要するに、代金回収不能あるいは関連倒産というふうなもの、それに次いでございまして、いわゆる経営放漫というのではないという状況でございます。特にふえてはいるという状況でございます。それから、つい最近になりまして、やはり零細企業、小規模企業のほうの倒産がふえているということが一つの特色かと思っております。

○矢追秀彦君 こういった昨年と比べて、いま特徴が述べられました。こういってことは、かなりの予想ができたのではないかと、現在の日本の経済の状況から見ても考えられるわけです。中小企業白書を見ても、本年のいろいろな政策が出ておられますけれども、こういって本年度当初立てられた政策というものがどのように実行されて、どのような効果があった、現在の経済情勢の上から見てはそれはなかったか、そういう点について、ごく概略でけっこうですから述べていただきたい。

○政府委員(山本重信君) 中小企業対策といたしましては、当面の景気対策と、やや長期的に見ました構造対策、近代化対策というものがあろうかと思っております。年度の初めに、中小企業対策として考えました重点は、何と申しまして、長期対策、構造対策、新しい時代に沿って能率のいい態勢をつくるということに主眼があった次第であります。そういういたしまして、設備近代化とか高度化という政策の推進に一番重点を置いてやりました。ところが、経済情勢全般が予想以上に停滞を続けまして、国全体の需要がふえてこないということから、深刻な不況におちいってしまつたわけでありまして、私は率直に言います、年度当初は、これほどに不況が長引いて中小企業が深刻な状態になるというふうには考えな

かったのであります。むしろ年度の途中から景気は上昇に転ずるのではないかというような期待が一方にはあったと思っております。その点は予想以上に停滞が続いておる、そのためにいま申し上げたような倒産の高水準が継続しておる次第であります。したがって、年度の途中から、私たちが、特に不況を克服するための対策というものは、相当力を入れてまいりました。その第一は、やはりつなぎの金融でございます。金融につきましては、政府系金融機関の資金ワクをふやすとか、金融の引き下げをします、それから信用補完制度を充実する、こういうところに相当な力点を置いて政策をいたしてまいりました次第でございます。

○矢追秀彦君 いま近代化という問題が出てまいりましたけれども、中小企業の近代化が叫ばれまして、いろいろ現在まで行なわれてきておりますが、実際現実の問題として、この中小企業の近代化というものは、かえって中小企業者に対していろいろな不安を生み出している。この近代化を行なうことによって、現在の日本の中小企業というものがいろいろ問題点がある。近代化という命題自体に最初から矛盾といえますか、そういうものをはらんでおるように思われます。結局、どの程度まで、中小企業の近代化は、すなわち、大企業または独占企業等のために行なわれた、結局中小企業は犠牲にならなければならない、こういうふうなことが現実に行なわれているし、また、実情はそうであるかと私も思うわけですが、こういう非常に矛盾——近代化という問題について矛盾をしておるわけです。こういう点について、どのようにお考えであるか、また、こういうことをどうして、どのように克服をして近代化へ持っていくか、そういう点について教えていただきたい。

○政府委員(山本重信君) 近代化ということばが、場合によりまして何か企業整備とかいうような響きも与えるということも聞いたこともございしますが、実は中小企業対策で考えております近代

化というのは、決してそういうことをねらっておるのではありません。むしろ、最近中小企業をめぐる環境がどんどん変わっております。いまのままでは中小企業はわが国では発展し得ない。たとえば、労働需給の状態もどんどんこれから窮迫してまいりまして、相当高い賃金を払いませんと、若年労働者を採用できない。そうなりまして、かなりな賃金を払ってもなおかつ採算の合うような合理化した態勢をつくる、必要があれば合理化機械も入れるというようなことがどうしても必要になってまいります。また他方、国際環境も変わってまいりまして、近隣諸国で新興国が工業化を進めますと、従来日本の中小企業がやっておりますような雑貨とか繊維の部門にそういう低開発国、後進国の産業が出てくる。で、おむね賃金が安いですから——安くて、しかも、おそらく一番新しい機械を入れて工業化を進めますから、なかなか悔りがたい強敵としてあらわれてくると思っております。そうした新興国の工業と太刀打ちしてやっていくというのには、やはりいまのままの日本の中小企業のあり方ではないというものが明らかでございますので、この際どういふ分野に進出していくべきか、また、体質としてはどういふ点を改善していくべきかというところが、きわめて切迫した課題になっておるというふうに思われます。そうした場合に、中小企業の中で特に規模の大きいところだけがそういうことをしておったのでは、これは中小企業対策としては片手落ちでございますし、それでは相すまないわけでございますし、小規模企業には小規模企業なりの体質改善のしかたがございます。共同設備をつくるとか、今度の工場アパートというような制度を活用することによりまして、小規模は小規模なりに程度の高い、生産性の高い体質を持っていくというのが、私たちのいま一番大きな目標といたしております近代化という内容でございます。

○矢追秀彦君 いまの特に貿易の問題でありますけれども、いままで中小企業は特に安い賃金でやって、日本の製品がかなり安いという点でも

あったと思うのですが、いま言われたように、新興国においても、いろいろ仕事をやっていく、そうならば日本の製品が将来もっと海外に出るためには、いまの中小企業が近代化された実情においては、相当コストも上がってきますし、いい製品を出さなければいけない。そうなりますと、自然中小企業というものが、整理と申しますか、統合といえますか、また、いいものだけが残って、他のものはなくなっていく、そういうふうなことも考えられるんじゃないかと思うのですが、そういった点について、今後どのように方向づけていくか。実際、中小企業があるために、いい製品ができない、いわゆる日本の財政全体としては、中小企業があるために進んでいないという面もあるかともいわれておりますけれども、そういった点についてどういうふうにかえておられるか、具体的に特に日本の場合には、こういった中小企業は伸びるであろうし、伸ばさなければいけない、こういうものは何かの形で中小企業者にも迷惑をかけるないように不安を持たさないようにしていい方向にもっていく、こういった具体的な方針、考えをお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本重信君) 先日新潟県で関係者がお集まりいただいて、中小企業問題の研究会をいたしましたのでありますが、その席で私のほうから来年度の政策の一つの大きな問題として、零細企業の組織化、そのための工場アパートの建設ということを説明いたしましたのであります。とかく粒の大きい中小企業は、いろいろいままで政府の施策が行き届いておって、そういうものを活用してこられたけれども、零細企業、中小企業にまでは及んでいないんじゃないかというお話がありました。そこで今度考えました制度は、直ちに自分が工場の大改造をやる、新式の機械を入れるというようない人たちに對して、政府が力をかけてその近代化をするようにしよう。それには国のお金と一部県の金も入りますが、それによって工場アパートをつくる。そしてそこに中小企業者、特に零細な、従業員が五人とか十人という人

たちに何十企業か入ってもらって、そこで分業体制をとって仕事をしてもらおう。で、十年とか十五年とかの長い年限にその工場の建設費を払ってもらって、それが払い終わったときにその工場主のものになる、こういう仕組みであります。その際、三条とか燕の金属洋食器等をつくらせておられます話を聞いてみますと、ほとんどが零細企業、一軒で働いている従業員が、家族労働者が中心であります。五人とか六人というところが圧倒的に多いのだそうです。そういう人たちがこの工場アパートの話を聞いて、非常に皆さん賛成されました。長期計画で三条なり燕にそういう工場アパートを計画的につくっていく。そういうふう

にいたしますと、たとえば工場の、ある部屋は鉄板からナイフなりフォークにする部分をパンチで打ち抜く、それが隣の部屋にいきますと、それにくぼみがつく、それからさらに次のところでみががかる、最後にメッキをすとかいうことで、一人々々の企業は独立しておるのですけれども、同じアパートの中に入って、ちょうどある会社のそれぞれが分業していることと似たような体制になる。そういうことによりまして、ほんとうの零細企業が新しい時代に生きていけるような体制ができる。たとえばいま申し上げましたようなことによつて、設備の小さいところは小さいところなりに、近代化、合理化して生きていける道があると思うのであります。ただしその場合に、自力ではできないという部分が多いと思ひますので、国としてできるだけの援助をしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

○矢追秀彦君 いま聞いた中で一つ、要するに今後の貿易ですね。その面について、どういふことを特に力を入れてやっていくか。他の外国の状況と比べて、特にいま新興国の問題が出ていふと言われましたが、それについて。

○政府委員(山本重信君) 世界の貿易の大勢から見ますと、繊維とか、軽工業の分野から、いわゆる重化学工業の分野に移行していくというのが、非常に顕著な傾向であろうかと思ひます。したが

いまして、日本の貿易も、私は長い目で見てだんだんに重化学工業品の比重が高くなっていくと思ひます。その場合に、日本の中小企業の立場はどうかといえますと、むしろ従来の軽工業、繊維工業に大きな活動の分野があつたわけでありまして、中小企業がそうした重化学工業の線に沿って転換を考えたりにしていくことが必要であると思ひます。それからもう一つは、従来の繊維なり雑貨につきましては、韓国、台湾あるいは香港等がだんだん進出してまいりますと、悪からう安からうというようないままでの考え方では、これはとても太刀打ちができないことになりまして、一歩進んだ、程度の高い、品質の高い品物をつくっていくという方向に、技術の面、あるいは生産能力の面でくふうしていくということが必要であると思ひます。そういう点で、中小企業庁といたしまして、技術面の指導、あるいはどういふ製品をつくっていったらいいかというふうなことにつきまして、いろいろ各方面の学識経験者の意見も聞き、また場合によれば外国から人を呼びまして、そういう人たちに中小企業の指導を直接やっていただくというふうにして、中小企業の新しい進路を発見するお手伝いをしていきたいと思います。

○矢追秀彦君 そういふふうになってきますと、相当政府としても力を入れて特に予算の面についても、相当大幅に中小企業の面に対しては組んでもらわなければいけないと思ひます。現実には中小企業の面に対しての予算は少ないと思ひます。これはこの間の十一月の十五日ごろの毎日新聞であります。通産省はどうみているか。山本中小企業庁長官は「シゴク」といふのが当たりますが、「...」と前置きしてこういふ。「どうも大蔵省のやり方はケチり過ぎて歯がゆい思ひだ。企業の体質改善が必要なのはよくわかる。だが体質改善は経済成長がある程度続いているときでなければできないものだ。この一年間、生産水準は少しも上がっていない。

い。その間に動きはじめた設備があるのだから、なおさら供給過剰は広がるばかりだ。こんな状態が続いたら体質改善どころか、よい企業までどんどん脱落してしまふ。」こういうことを言われたという報道になっておりますが、大蔵省のやり方はけちくさいと、こういうことをおっしゃっているわけですね。来年度予算が組まれるにあつて、中小企業庁としては、これはまあ通産大臣にお伺いしたいのですけれども、どのようにいふ言われた点を実現するか。先ほどから言われていることを早急にやらないと、いろいろの面で日本も立ちおくれるし、中小企業の人たちも困ると思ひます。予算編成については、どのような態度でお臨みになっていられるか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(山本重信君) ただいま御指摘の点、私も非常に重要な点だと思ひます。いろいろ考えましても、それを実施に移すには、やはり予算がないと手も足も出ないのでございまして、中小企業庁の予算もまだ比較的少額でございまして、けれども、これを来年度は相当ふやまして、そして重点事項はぜひ実現するようにいたしたいと、このように考えております。

それから、いま御引用になりました点は、実はある新聞記者から聞かれました、どうも景気が一向よくならないのは、大蔵省が金を出すのをしづつしているからだ。それは内々中小企業はこの際少ししづついて、悪いのはもうどんどん倒す、いい企業だけその中から拾い出すいいチャンスじゃないかというふうにかまをかけて質問されたのです。それで、私はまさか大蔵省といえども、そういう冷酷な考えを持っているとは思ひません。やはり大蔵省とすれば、財布を預かっていますから、歳入のぐあいを考えて、さあ金を出すとすると、やはり慎重にならざるを得ない、しかし、積極的にいじめたてしごとという考え方は、これはちょっと当たらないのだということ、それからもう一つは、私はそのとき話したのは、いま中小企業

第九部 商工委員会会議録第四号 昭和四十年十二月二十七日【参議院】

が一番困っているのは、仕事がないということから、仕事をふやす、そのためには思い切った公共事業費、財政投融資のほうに金をつぎ込むべきではないかと思っております。前から私はそういうことを大蔵省との話のときも主張してきたのですが、なかなかそれが思うように進まないのでも、ちよつと歯がゆいということこそ、言つたわけでありまして、幸いにしまして七月二十七日に前向きでやろうという方針は決定したわけですが、問題は、あと実行でありまして、先ほど近藤先生からも御指摘がありました、問題はタイミングよく早く実施に移していくことにあると思ひます。

○近藤信一君 先ほどちよつと中断しましたけれども、続いておりますが、倒産会社について第二条の第二項第一号では、通産大臣が定める事由が生じた会社も、倒産と同様に扱ふことになっております。その事由とは一体どんな事由を考へているのか。将来において倒産に準ずるような事態も起こるかもしれないという用意のために、あなたの場合は考へておられるのか、この点いかがですか。

○政府委員(山本重信君) 倒産した企業と非常に密接不離な関係にあつて、いわゆるトンネル会社みたいなものがありまして、直接倒産した会社との関係はないけれども、トンネル会社と関係があるというような中小企業がございませう場合に、この倒産企業の指定だけでなく、トンネル会社関係の会社も指定する、こういうこともあるかと思ひます。それからまた、必ずしもはつきりとして破産ということにならなくても、もうなることが明々白白であるというような事態もこれに準じて扱ひたいと思つております。

○近藤信一君 それと同様に、操短中の企業と取引している中小企業が注文が減つた場合、その倒産関連ということにならうかと私は思ふのですが、その場合にも注文減少その他通産大臣の定める事由が生じているために中小企業の経営の安定に支障を生じているという文書がございませう。

この場合の事由とは一体どんなことを考へておられるのか、この点どうですか。

○政府委員(山本重信君) この規定のほんとうのねらいは、減産、数量の減少ということでありまして、必ずしも数量の減少でございませぬけれども、一般的に中小企業のほうに對してその経営の安定を害するやうな事態、たとえば極端な単価の切り下げとかかといふやうなものが起きました場合にも、必要に応じて発動できるようにいたしたい、こういう趣旨でございませう。

○近藤信一君 それから法案の中に、負債額十億円以上の倒産企業という一応の基準が設けられておるわけなんです。十億円以上ということになると、ごく一部のものだけにしかこれは適用できない。そういたしますと、目的に背いた効果はあげ得られないのではないかと、いふふうにも考へますし、また十億円以上という基準を設けられました理由といふものは、一体どこにあるのか。十億円以下に下げたほうが、この対策としては効果をあげ得るのじゃないかといふふうにも、思ふんです。この点、十億円の基準といふものを定められた理由をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(山本重信君) 本件は、激甚災害の場合のように、かなり全国的に影響が及ぶおそれがあるとか、あるいは地域的に集中的に發生するといふやうな事態に對する対策として、当初考へ始めた制度でございませう。したがしまして、倒産の場合もある程度規模の大きい会社の場合が、さういふ影響が出るのではないかと、いふことで、幾らにしようかといふのを政府部内でいろいろ議論をいたしまして、実は最初の発想はもうちよつと高い線だったのですが、いろいろ検討しました結果十億、金融機関からの借入れ金額を除いた線でございませう。先生御指摘のやうに、なるべくこの際適用範囲を広げることが必要であらうと思ひますので、私は一応この基準は十億円を出発いたしますけれども、なるべくこれに固執をしないで必要に応じて弾力的に考へていきたいと思ひます。

○近藤信一君 十億円という基準を設けたけれども、これは必要に応じて弾力的に扱つていく、こゝういふ御答弁ですから、たとえば具体的にこれを例を示しますと、八億円であつて、それに関連する中小企業の被害が大きいといふことになれば、本法を適用する、こゝういふことで理解してもよろしいのですか。

○政府委員(山本重信君) この十億円といひますのは、いわば内規のやうなものでございまして、法律とか政令の改正も必要といたしませんから、その点は御趣旨のやうな場合で特に中小企業の関連性が多い、放置できないといふやうな場合には、任意に考へたいと思ひます。

○近藤信一君 これを具体的に申しますならば、たとえば十億円以上の企業の倒産といふことになると、山陽特殊鋼、日本特殊鋼、こゝういふ大企業と取引している中小企業しかこれは問題とならぬわけですね。十億円とちよつと法律案のごとくに考へますと、他の対象とならない多くのものが、この対策のうち外に置かれることになるわけなんです。そこで関連倒産対策と稱するには十分でないかといふふうにも考へますから、ただいまのやうな御質問もいたしたわけでございますが、また十億円以上の企業の倒産の場合に限定すると、今後取引する場合にも、中小企業の工場は考へて取引しなければならぬ。まず資本金から検討して、もし倒産した場合には、いふことを考へますと、どうしても十億円以上の負債額があるだろうといふ見込みの企業と取引をやつていかなければならぬ、こゝういふことにもなるかと思ひます。こゝういふことにもなるかと思ひます。こゝういふことにもなるかと思ひます。こゝういふことにもなるかと思ひます。

○政府委員(山本重信君) いままでの実績によりまして、十億円以上の倒産のケースといひますと、過去一年の間に九十件ぐらいございませう。相当な件数があるわけでありませうが、いま御指摘のやうな点も十分に考へたしまして、運用の面では十分にせつかくの法律が効果を發揮できるようにいたしたいと思ひます。

○近藤信一君 倒産企業と取引している中小企業の売り掛け債権の額を五十万円以上ということにした理由はどこにあるのか。また、これは負債金額の大きい倒産企業と取引している中小企業の取引額等を考へてきめたと思われませうが、山陽特殊鋼などのやうなものでない企業と取引している中小企業、先ほど私が申し上げましたやうに、その場合は、この金額といふものは必ずしも適當ではない。

それから、たとえば負債額が、その十億円という基準がきめられておまして、そのほかにまた取引依存度といふものがあるわけですね、今度は二〇%以上といふことになるわけなんです。二〇%以上取引依存度といふものがなければ、今度はこれは対象にならぬ。たとえば、これは十億円の場合同じやうに、一五%ぐらいの取引といふ場合も出てくるわけなんです。二〇%といふこの基準を設けられた理由は一体何か。

さらに、こゝうした二〇%以下のものに対する影響といひますか、こゝういふことについての何か考へ、こゝういふやうなことも十分検討して二〇%といふものが、基準といふものがきめられたらうと私は思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(山本重信君) 関連中小企業者といひます場合に、その関連といふのが、ある程度、どこかに相当因果関係といひますか、が必要であらうと思ひまして、取引依存度を二〇%といふ線を引いたわけでありませう。ただ、この取引依存度の二〇%と、それから五十万円以上の売り掛け債権といふのは、どちらかが満たされておればいひわけございませうから、かりに、もうその会社とは、率は非常に少ないけれども、金額が五十万円をこえておるといへば、これに適用になるわけでありませう。

では合理化を強化しなければならぬと、こういうことが出てくるのです。そうすると、その合理化をどうやるかということになると、人員整理ということになる、これは労働組合がうるさいから、結局、いままでも発注しておいた仕事を、発注をやめて自社でやるような傾向が出てくるわけです。それで、そういったしますと、いま中小企業は、この前、本会議でも質問しましたように、金融の面の点は、いまあまりやかましく言わぬ。いま一番問題にしているのは税制の問題、税金を何とか軽減してもらいたいということ、それから、仕事を何とかもつとあつせんしてくれ、いわゆる合理化によって仕事を奪われているから、この点は何とかしてもらいたい、こういう声が強いわけですね。これこそ、先ほど大臣おいでになりましたので、長官にもちょっとお尋ねしたのですけれども、これに対しては、通産省としては行政指導をやる上においては、やはりそういう中小企業の仕事を奪うような合理化、こういうことに対しては、何とかそれをやめさせるような強い要望を出さなければ、私は、中小企業の仕事を、いままで下請に出しておいたやつを継続してやっていくという事はなかなかむずかしいのぢやないかと、こういうふうにおもうのですが、その点まあ要望にもなるかと思うのですが、ひとつ政府の心がまえ、今後におけるそういうものをお聞かせ願います、まだほかにありますけれども、またの機会にいたしまして、大臣に対する質問は終わります。

○国務大臣(三木武夫君) 私も近藤さんと同意見です。これはやはり中小企業の分野で、できるだけ、ある分野は確保しないと、これは大企業やれば、あるいは中小企業よりも、金融とか技術の面などにおいて非常に有利な立場ですからね。そのなれば、中小企業の分野というものは非常に狭いものになる。したがって、やはりある中小企業の分野というものは確保していくことが、中小企業のために必要なんで、これは強力なやはり行政指導をしたい。大企業は、あまり中小企業で

きるような分野まで進出して、その分野を狭めるように、これはできるだけのやはり行政指導をいたすことにいたしたいと思つてます。

○委員長(豊田雅孝君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 再開。

○向井長年君 前にも一回お尋ねしたのですが、とにかく、中小企業問題は非常に問題点が多いし、重要な課題なんですね。したがって、今回の法案もそういう一つの一環として出されたこと、よくわかる。ところが、大臣にお聞きしたいのは、以前にも私は質問したのですが、とにかく、中小企業に取り組む姿勢が、実はどうもわれわれは納得できない点があるのです。これははっきりいまして、中小企業庁長官は、意気込んで中小企業に取り組むような姿で、おそらく任命されたそのいすにすわると思うのです。ところが、一つの国会が済めば、言うならば通常国会済めば直ちにかわつていけるという、こういう実情が例年のようにあるわけですね。これはやはり中小企業というものは、中小企業省をつくれとか、いろんな意見があるくらゐ重要な問題である。その行政指導なり行政等の問題から見ても、あまりにも、その問題については、少なくとも、おれはこのいすにすわつて、もう一年か、あるいは一年半はたつたらまたかわつちやうの姿になつてまいりますと、やはり取り組み方というものが非常に問題点があると思うのです。そういう点について、やはり中小企業は非常に重要であるというたてまえから、行政担当責任者というものはあまりにもばたばたかわり過ぎるのぢやないか、こういう感じを持ちます。先般の国会で中野中小企業長官が真剣に一つの法案を通す、二つの法案を通す、次にまた行つちまう、また新しい問題だと思つておられるから非常にむずかしい問題だと思つておられる。これに對して木氣に取り組む姿勢を大臣はとつてもらわなやかいかぬぢやないかということが一つ、その点についての所信をお伺いしたいこと。それからもう一つは、いま近藤さんからお話が

ありましたように、結局大企業に荒らされつつあるという問題、そういう中から、やはり少なくとも産業分野というものを、中小企業の産業分野はこれだといくら問題点をこれから考える必要があるのぢやないか。こういう大企業に、中小企業といえ、やはり資本系統の強い、金融等の十分円滑なところによって中小企業は非常に苦しい形に追い込まれていく。したがって、この産業については少なくとも中小企業が中心になつてやる、大企業はそこには立ち入らない、そういう産業分野の確立という問題がこれからの問題ではなからうかと思つてます。こういう問題について、ひとつ大臣の所信を二点についてお伺いしたいと思つてます。

○国務大臣(三木武夫君) 向井さんの御意見、人事の更迭というやうなことがあんまりひんぱんに行なわれて腰を据えてやれないやうなことは弊害があるのぢやないかといふことは、とくとその御意見は承つておくことにいたします。

第二の点は、いま近藤さんにもお答えしたやうに、これはやはりこちらのほうで、大企業が何でも手を出さないやうに、ある分野を確保しない、狭められてきまうから、そういう点においては、今後行政指導を通じて、大企業はむやみに中小企業の分野に進出しないやうな努力をいたします。全般として言えることは、通産省としても、中小企業の問題というものは、通産省の中のある意味において私は一番重要な問題の一つだと思つて、これは今後ともそういう心がまえで取り組んでいきたいと考えております。

○矢追秀彦君 政府の中小企業対策が、非常にタリミが悪いといひますか、後手に回つてい。特に今回非常に倒産も多いのですが、金融面においてはわりあい資金はある、しかし仕事はな、非常に困つておられるわけですね。今回も臨時措置法が出ておられますけれども、これも結局はその場しのぎのやうな役目しか打たない。もっと根本的なといひますか、もっと先手を打つて対策というものが今後講じられていかなければ、中小

企業の問題は永久に解決していかないと考えるわけですね。特に今後の日本の経済の中にあつての中小企業のあり方、それに対する政府の対策、特に貿易の面から考えて、これから日本の経済というものがある世界の中の自由化の中にあつてどう対処していくか。その中にある中小企業をどうのやうに育て、どのやうにやつていくか。

それからもう一つは、今回政府が大きな転換をやつて、公債発行に踏み切つたわけですが、これまでも、一応反対してありますけれども、これがどのやうに中小企業に影響を及ぼして、今後どのやうになつていくか、それに対してプラスがあるか、マイナスがあるか、おそらく政府のほうとしても、プラスを考えておられると思つておりますけれども、たとえそれがプラスとかりに仮定しても、実際効果が出てくるのは相当先である。それまでの間にどのやうにやつていくか、その点を伺いたい。

○国務大臣(三木武夫君) 第一点は、私はこういうふうにお尋ねしておる。中小企業は大企業に比べて規模が小さいということは致命的なことではな。これはやはり中小企業でも、大企業よりも成績のあがるやうな中小企業だつて分野によってはあるわけですから、どうしてもやはり中小企業の持つておる生産性、これは大企業に比べて見劣りのしないものにならなければならぬ。いまやはり相当な格差がありますから、生産性の面において、生産性が低いのにいろいろその他の労働条件にしてもよくするといふことはむずかしいのですから、それはやはり労働賃金の格差にもなつておるわけですから、そういう点については、これは設備の近代化、あるいは中小企業の技術の面における立ちおくれを取り戻すとか、そうして近代化という面において、これは政府としてもそういう誘い水の意味において助長策というものをやはり今後強化していく必要がある。ただし、ここは私は中小企業自身にも望みたいことは、これは何ぶんにも中小企業という分野は非常に低いので、それから、やはりみずからが中小企業というもの

を、ただ政府の救済的なことばかりによっておつたんでは、将来性がないので、自分も、やはりこういう大きな技術革新の時代でもあるわけですから、しかも一方において開放経済で国際競争も激しくなるのですから、これに対応するために、みずからも近代化、合理化をやらなければ、これは生き残っていかれないのだという自主的な意欲というものも非常に必要になってくるので、中小企業の場合は、大企業のように企業がごく限られておるわけではないので、もう商業から工業、非常に何百万というものを対象にして、一々もう政府の中小企業対策がきまかまかというところは実際口では言ってもむずかしいのですから、みずからこういう近代化とかあるいは合理化をやるという意欲、これに対して政府もバックアップしていくという、両々相またないと、なかなか政府のやることだけではかけ声だけに終わるわけですから、これが一点。

それから、いま、協業化というか、あるいは協同組合、あるいは下請の組合、あるいはまた企業合併というものもあるでしょうが、できるだけ中小企業の零細な経営の点をもっと合理化していくという組織の面も私は大事だと思います。高度化などというような考え方も、そういう中小企業から、高度化資金というようにものも出ています。組織の問題と、もう一つやはり通産省として今後力を入れなければならないのは、いまいろいろ相談相手にならなければならない中小企業は、自分ではいろいろなことがわかりにくい点もあるわけですから、だから通産省の行政指導と、いいですか、中小企業に対してこれは強化していかなければならない。何でもいろいろな点で相談に行けば相談に乗ってくれるという、そういう点が今後機構としても、機能としても強化されなければならない。今度の指導センターなどというものは、府県に一元的にしようというのも、そういうふうな考え方でできております。こういうふうな問題は、あると私は思います。

それから第二点の公債の問題は、これは実際問題として、中小企業の直面しているのは、仕事が少なくなっていくという点ですね。だから景気を回復しないとだめなんです。景気が回復しないと中小企業だけ取り出して仕事をふやしていくわけにはいきませんから、だから公債発行をして公共事業などを積極的にやるということ、中小企業全体としても、日本の経済基盤が強化になることですから、大きなプラスにもなりましょうし、またそういう財政支出—あるいは財政投融資、あるいは財政支出を通じて購買力を喚起するわけですから、だからそのことが中小企業にも需要喚起にこれは当然に結びついておるわけ—でございます。そのほかに減税などもやって、減税をやれば、直接にやはり所得税の減税あるいは法人税の減税などを通じて国民の購買力にも結びつきますから、公債発行あるいは相当大幅な減税をやるといふことはやはり景気喚起対策として中小企業に非常にプラスになる面が多いと私は思う。そうでなければ、そういう縮小型の経済に持っていつて、公債発行はしない、むしろ減税もできない、来年は財源が不足している、そういうことで、何か縮小型の経済の中に経済の均衡を保とうとすれば、これは中小企業も参ってしまふ。そういう点で、減税をやり公債を発行して積極的に購買力を喚起しようという政策は、中小企業のためにマイナスになるのではなくして、私は大きなプラスになるのではないかと、政府の減税、公債政策というものはプラスであるという判断でございます。

それから、いま、協業化というか、あるいは協同組合、あるいはまた企業合併というものもあるでしょうが、できるだけ中小企業の零細な経営の点をもっと合理化していくという組織の面も私は大事だと思います。高度化などというような考え方も、そういう中小企業から、高度化資金というようにものも出ています。組織の問題と、もう一つやはり通産省として今後力を入れなければならないのは、いまいろいろ相談相手にならなければならない中小企業は、自分ではいろいろなことがわかりにくい点もあるわけですから、だから通産省の行政指導と、いいですか、中小企業に対してこれは強化していかなければならない。何でもいろいろな点で相談に行けば相談に乗ってくれるという、そういう点が今後機構としても、機能としても強化されなければならない。今度の指導センターなどというものは、府県に一元的にしようというのも、そういうふうな考え方でできております。こういうふうな問題は、あると私は思います。

方は賛否を明らかにしてお述べを願います。
○近藤信一君 私、この際、二法案に賛成するものであります。各党の共同提案ということも、二法案に対するところの附帯決議をいたしたいと思ひます。
まず案文を朗読いたします。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険臨時措置法案に対する附帯決議案

政府は、二法施行にあたり、左記事項につき所要の措置を講ずべきである。
一、特別小口保険の付保限度額については、経済情勢の推移に対応してこれが引上げにつき努力すること。
二、特別小口保険の普及徹底に努め、納税要件の緩和について更に検討すること。
三、倒産及び操短に關連する中小企業者の範囲に關しては、できる限り広い範囲の中小企業者が対象となるように、また再下請中小企業者にも及ぶよう配慮すること。
四、下請代金の支払を特に促進する等、中小企業への不況の緩和を排除することにこの際特段の努力を払うこと。
五、現下の経済情勢にかんがみ、この際特に中小企業の金融円滑化を図る必要があるため、中小企業信用保険公庫を始め政府系中小企業金融機関への出資増額に努めること。

以上でございますが、何とぞ皆さんの御賛同をお願いいたします。
○委員長(豊田雅孝君) 他に御意見もないようでございますが、両法案討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両法案の採決に入ります。まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(豊田雅孝君) 全会一致と認めます。よって、本法案は全会一致をもって衆議院送付となり、中小企業信用保険臨時措置法案を問題に供します。本法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(豊田雅孝君) 全会一致と認めます。よって、近藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、堀本政務次官から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。堀本政務次官。
○政府委員(堀本宜実君) ただいま御提出になりました附帯決議の御趣旨は、十分に尊重をいたしまして、今後善処をいたしたいと思います。
○委員長(豊田雅孝君) なお、議長に提出すべき両法案の報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれをもって散会いたします。午後一時七分散会

十二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月二十四日)
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
一、中小企業信用保険臨時措置法案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(小字及び一)は衆議院修正の部分

附則

3 改正後の中小企業信用保険法第三条の二第一項及び第三項並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定は、昭和四十年十二月十七日から適用する。

中小企業信用保険臨時措置法案

(小字及び一)は衆議院修正の部分

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年十二月十七日から適用する。

2 第三条の規定は、昭和四十年十二月十六日以前に成立している保険関係については、適用しない。